

合葬式墓地（20年保管後埋蔵）の使用許可申請に関する誓約書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

氏 名

電 話

1. 誓約内容について

○以下の文章の 欄にご記入いただき、表の同意事項をご確認ください。

浦安市墓地公園合葬式墓地の使用許可申請については、関係親族と協議のうえ、亡 の祭祀の主宰者となる私 が申請をすることとなりました。 *申請者からみた死亡者の続柄

つきましては、「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」（以下条例という。）及び「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下規則という。）に定められている規定を遵守するとともに、以下の全ての同意事項につき、十分理解したうえで、申請することをここに誓約いたします。なお、この同意事項に違反したときは、合葬式墓地使用权の取消処分を受けてもかまいません。

番号	同意事項	チェック欄 ※同意しましたか？	
		はい	いいえ
①	申請にあたっては争いが起きないように、親族間で十分に話し合いを行ってください。また、申請以降に争いが起きた場合は、使用者が自己責任において解決することとし、市は一切関与しません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	合葬式墓地の使用权を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。また、使用許可の承継は原則として使用者が死亡したとき以外はできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	合葬式墓地の納骨壇の位置は市が指定します。位置の選定や変更はできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	納骨壇での保管が20年を経過したときは、焼骨を骨袋に移し替え、他の焼骨と一緒に合祀室に埋蔵します。埋蔵にご親族が立ち会うことはできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	納入した使用料の還付については、裏面に記載の通り、条例及び規則に基づき行われます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	同意事項	チェック欄 ※同意しましたか？	
		はい	いいえ
⑥	使用料の支払いは一括です。期限内に支払われない場合は使用許可が取り消されます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	合葬式墓地の使用期間内に住所の変更や使用許可の承継等、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	合祀前において、合葬式墓地を使用しなくなったときは、速やかに墓地公園管理事務所まで返還手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	合葬式墓地の礼拝方法は、間接方式となり、ご遺骨の前で礼拝することはできません。礼拝と献花は屋内祭壇で行っていただきます。お線香は屋外祭壇で上げることが出来ます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩	合祀後は、他の焼骨と一緒に埋蔵しますので、埋蔵した焼骨を返還することが出来ません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	合葬式墓地の埋蔵は、許可日から1年以内に行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考】納入した使用料の還付割合について

「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」 ※一部抜粋
(使用料及び管理料の不還付)

第28条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」 ※一部抜粋
(使用料の還付)

第34条 条例第28条のただし書の規定により還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

○条例第15条の19第1項の規定により合葬式墓地の使用の許可の取消しを申し出た場合又は同条第2項の規定により合葬式墓地を返還した場合 既納の使用料に、当該申出に係る許可の取消しの日又は返還した日から、使用者が使用の許可を受けた日の翌日から起算して20年が経過する日までに要する年数(その年数が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た額を38で除して得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

※原則として、納入した使用料については、合葬式墓地を使用しないで返還した場合であっても、全額還付には応じません。

2. 埋蔵後の焼骨にかかる情報の取扱いについて

今後、第三者が被埋蔵者の埋蔵位置や埋蔵の事実について、情報提供を求めてきた場合、第三者に情報開示しますか？ はい いいえ